

東近江行政組合議会傍聴規則

平成 10 年 4 月 1 日
東近江行政組合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、議場の所定の場所とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称及び傍聴する者の人員を、傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人受付簿記載順に、傍聴券の交付を行なうものとする。傍聴券は、第4条の傍聴人の定員数に応じて発行するものとする。

4 傍聴券を受けた傍聴人は、傍聴券に自己の住所、氏名、年齢を記入するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、議場の都合により適宜定める。

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

(議席への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場の議会場へは入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当するものは、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻き、腕章の類をするなど、示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用し、又は電話、ポケットベルその他通信機器を携帯しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、立ち歩かないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

2 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

（議長及び議会事務局員の指示）

第11条 傍聴人は、すべて議長及び議長の命を受けた事務局員の指示に従わなければならない。

（違反に対する処置）

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。